

スタート  
しました

# 介護保険を知ろう

## 保険料はいくらになる？

### 65歳以上人の保険料額は、市町村ごとに決まります。

国が定めるガイドラインに沿って、各市町村は、自分のところの介護サービスの水準に見合った基準額を設定します。

保険料は、この基準をもとに所得に応じて5段階に分けられ、所得の少ない人の負担を軽くし、所得の多い人は負担能力に応じた保険料を払っていただくものです。

なお、保険料の基準額は、3年ごとに見直されることになっています。

横芝町の介護保険料(基準額)は

**一月あたり2,205円**

65歳以上の人人が支払う保険料は、所得段階別に次の5段階になります。

① 世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金受給者

基準額 $2,205\text{円} \times 0.5 = 1,102.5\text{円}$

② 世帯全員が住民税非課税

基準額 $2,205\text{円} \times 0.75 = 1,653.75\text{円}$

③ 本人は非課税で家族の誰かが課税

基準額 $2,205\text{円} \times 1.0 = 2,205.0\text{円}$

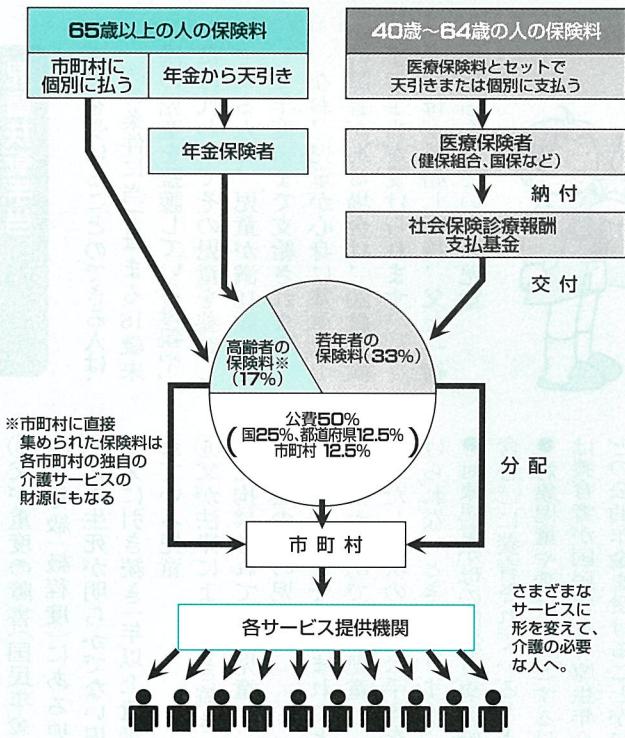
④ 本人住民税課税(所得金額250万円未満)

基準額 $2,205\text{円} \times 1.25 = 2,756.25\text{円}$

⑤ 本人住民税課税(所得金額250万円以上)

基準額 $2,205\text{円} \times 1.50 = 3,307.5\text{円}$

## 集めたお金はどこにいく？



### 40歳から64歳の保険料

40歳から64歳の人の保険料は、全国平均額を基本として、それぞれが加入している医療保険の算定方法によって決まります。健康保険・船員保険・共済組合に加入している場合、「給料」に一定の率をかけた金額が保険料になります。つまり、保険料は給料に応じて高くなったり、低くなったりします。

保険料は、事業主と折半で負担することになっていますので、計算された保険料の半額が給料から天引きされます。

## 保険料のポイント

① 65歳以上の人の保険料は、住民税の課税状況によって変わります。つまり、同居の夫婦であっても、税金のかかり具合によって、保険料額が違ってくるのです。また、今年と来年では、変わら場合が出てきます。

② 40歳から64歳に人の保険料の額も、所得の状況や資産の状況によって、毎年、同額とは限りません。

## ちかくのまちの保険料

### 65歳以上の保険料基準額

横芝町	2,205円
松尾町	2,410円
芝山町	2,308円
蓮沼村	2,760円
光町	2,205円